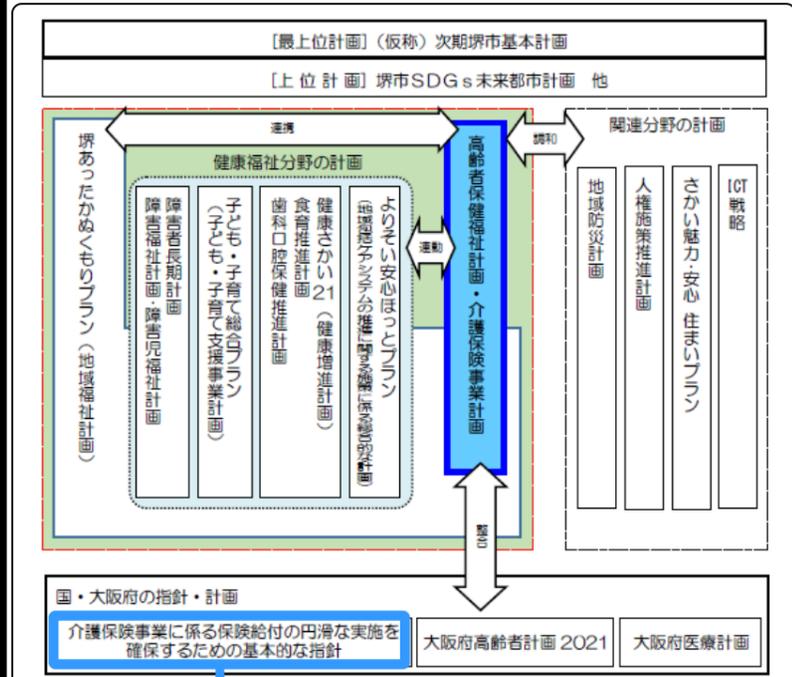


計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定による「老人福祉計画」と、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定による「介護保険事業計画」とを一体的に策定するもの。



計画期間



現行計画

基本理念
安心で すこやかに いきいきと暮らせるまち 堺

計画目標
生活の安心を支える・健やかに暮らす・いきいき暮らす

重点施策

- 1 自立支援・介護予防・重度化防止の推進
- 2 在宅ケアの充実及び連携体制の整備
- 3 介護サービス等の充実・強化
- 4 認知症施策の推進
- 5 高齢者が安心して暮らせるまち・住まいの基盤整備
- 6 健康の保持・増進
- 7 高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援

次期計画（第8期）

基本理念
安心 すこやか 支えあい 暮らし続けられるまち 堺

計画目標

- 安心で心豊かに暮らし続けられる
- すこやかに暮らし続けられる
- 支えあい暮らし続けられる

重点施策・施策展開

【重点施策】	【施策展開】
1 自立支援・介護予防・健康づくりの推進	(1) 介護予防の充実・推進 (2) リハビリテーション専門職を活かした取組の推進 (3) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 (4) 地域の通いの場の創出 (5) 生涯にわたるところと体の健康づくり (6) 保険者機能強化推進交付金等に係る取組
2 在宅ケアの充実および連携体制の整備	(1) 在宅医療・介護の連携強化 (2) 地域包括支援センターの運営 (3) 総合的な相談支援体制の整備 (4) 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実 (5) 家族介護者等への支援の充実 (6) 市民への情報提供の充実や意識の啓発
3 介護サービス等の充実・強化	(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備 (2) 介護サービスの質の向上 (3) ケアマネジメントの質の向上 (4) 介護人材の確保・育成および業務の効率化 (5) 介護給付適正化事業の推進 (6) 費用負担への配慮 (7) 介護保険制度に関する啓発、情報提供、苦情相談等
4 認知症施策の推進	(1) 認知症に関する普及啓発の推進 (2) 認知症への適切な対応と支援制度の充実 (3) 認知症家族等への支援や居場所づくり (4) 認知症の予防と早期発見・早期対応の推進
5 高齢者が安心して暮らし続けられるまち・住まいの基盤整備	(1) 高齢者が安心して暮らし続けられる住まいの確保 (2) 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり (3) 災害や感染症対応に係る体制整備と支援 (4) 高齢者等への見守り支援 (5) 権利擁護支援の充実 (6) 消費者被害や特殊詐欺被害の防止の取組促進
6 高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援	(1) 情報提供ときっかけづくり (2) 地域を支える担い手の確保・育成 (3) 社会参加の機会の提供 (4) 地域における助け合い活動の推進

国の基本指針（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針）

【第8期計画において記載を充実する事項】

- ① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

現状・課題

- 要支援・軽度の介護認定者の割合が全国と比べて高い。
- 複合多問題（※）を有する世帯の増加が予測される。
- ※ 老々介護、障害のある高齢者の介護、育児と介護の両立、単身高齢者、引きこもり家庭における介護など
- 今後、介護人材の不足が予測される。
- 市立高齢者福祉施設の老朽化・利用者の固定化が進んでいる。

対応策

- 介護予防の強化
- 関係機関との連携の強化
- 見守り・相談機能の強化
- 介護人材の確保・業務の効率化
- 高齢者の通いの場のあり方の見直し